

石川県公報

令和6年4月26日

第13702号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○歳入の徴収事務の委託（少子化対策監室）	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課）	3
○洪水浸水想定区域の指定（河川課）	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	3
○石川県港湾施設管理条例に基づく知事が指定する立入禁止区域の一部変更（港湾課）	1	○土地改良区の定款変更認可公告（農業基盤課）	5
○歳入の徴収事務の委託（公園緑地課）	2	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告（同）	5
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の事務所の所在地の変更の届出（建築住宅課）	2	○公共測量実施公告（監理課）	5
○歳入の収納事務の委託（同）	2	○公共測量終了公告（同）	5
		○石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務委託に係る企画提案の募集公告（議会事務局）	6

告 示

石川県告示第161号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
石川県青少年総合研修センターに係る使用料の徴収事務	金沢市小将町8番33号	株式会社アイ・イー・パートナーズ	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

石川県告示第162号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、洪水浸水想定区域を次のとおり指定した。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

県央土木総合事務所管内

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
大野川水系大徳川放水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第163号

石川県港湾施設管理条例に基づく知事が指定する立入禁止区域（平成16年石川県告示第517号）で指定した立入禁止区域の一部を次のとおり変更した。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

港湾名	立入禁止区域	変更内容	変更後の立入禁止区域を表示した図面の縦覧場所	変更年月日
金沢港	無量寺岸壁の背後地のうち別に示す区域 無量寺岸壁に接する水域で別に示す区域	別に示す区域の拡張	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県土木部港湾課 金沢市無量寺町り65番地 石川県金沢港湾事務所	令和6年4月26日

石川県告示第164号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島1丁目41番地	北陸総合警備保障株式会社	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
菱櫓等の入館料及び物品販売代金の徴収事務	金沢市寺地1丁目33番19号	株式会社アドバンス社	〃

石川県告示第165号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人から、次のとおり支援業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

名称	住所	支援業務を行う事務所の所在地		変更年月日
株式会社MIRUS	金沢市福増町南328番地1	新	金沢市松村5丁目2 桑沢ビル302号	令和6年5月1日
		旧	金沢市福増町南328番地1	

石川県告示第166号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
県営住宅の家賃等に係る収納事務	金沢市西念3丁目15番23号	ヒューマンネット・若草 ホーム産業共同企業体	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イエローハット金沢田上店、クスリのアオキ田上店
金沢市田上の里一丁目112番 ほか16筆
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) イエローハット金沢田上店、セカンドストリート田上店
金沢市田上の里一丁目112番 ほか16筆
(変更後) イエローハット金沢田上店、クスリのアオキ田上店
金沢市田上の里一丁目112番 ほか16筆
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社イエローハット
代表取締役 堀江 康生
東京都千代田区岩本町1丁目7-4
ほか1者
(変更後) 株式会社イエローハット
代表取締役 堀江 康生
東京都千代田区岩本町1丁目7-4
ほか1者
- 変更の年月日
令和6年5月15日
- 変更する理由
テナントが変更となったため。
- 届出年月日
令和6年4月9日
- 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 届出等の縦覧期間
令和6年4月26日から同年8月26日まで
- 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年8月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット金沢田上店、クスリのアオキ田上店
金沢市田上の里一丁目112番 ほか16筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 30台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 30台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) A建物 位置 縦覧による。

面積 30平方メートル

B建物 位置 縦覧による。

面積 69平方メートル

(変更後) A建物 位置 縦覧による。

面積 30平方メートル

B建物 位置 縦覧による。

面積 69平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) A建物 位置 縦覧による。

面積 8立方メートル

B建物 位置 縦覧による。

面積 10立方メートル

(変更前) A建物 位置 縦覧による。

面積 8立方メートル

B建物 位置 縦覧による。

面積 10立方メートル

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社イエローハット 午前10時から午後9時まで

株式会社ゲオホールディングス 午前10時から午前0時まで

(変更後) 株式会社イエローハット 午前10時から午後9時まで

株式会社クスリのアオキ 午前9時から午前0時まで

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) A建物 午前10時から午後5時まで

B建物 午前10時から午後5時まで

(変更後) A建物 午前10時から午後9時まで

B建物 午前6時から午後10時まで

3 変更する年月日

令和6年5月15日

4 変更する理由

テナント小売業者が変更となるため。

5 届出年月日

令和6年4月9日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和6年4月26日から同年8月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年8月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
手取川七ヶ用水土地改良区	令和6年4月17日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和6年4月30日から同年5月30日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	能登島長崎地区	県営土地改良事業変更計画書の写し	七尾市産業部農林水産課
〃 (面的集積型)	三引地区	〃	〃
〃	中能登北部地区	〃	中能登町農林課

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (UAVレーザー測量)	令和6年4月22日から 令和7年1月31日まで	白山市白峰地区

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢市長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (航空レーザ測量)	令和5年5月15日から 令和6年3月22日まで	金沢市

石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

令和6年4月26日

石川県知事 馳 浩

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務

(2) 委託業務の内容

石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)で指定する内容

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

2 参加資格者

石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務に係る企画提案募集要領(以下「募集要領」という。)に示す参加資格を全て満たす者とする。

3 仕様書、提出要領等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8580

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県議会事務局総務課

電話番号 076-225-1027

(2) 交付方法

次のいずれかの方法で入手すること。

ア 書面による交付

(1)の交付場所において交付を受ける。

イ 電磁的方法による交付

石川県議会ホームページ(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/oshirase/06proposal.html>)からダウンロードする。

(3) 交付期間

令和6年4月26日(金)から同年5月23日(木)までの午前9時から午後5時まで。ただし、(2)アについては、石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

4 企画提案書等の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

ア 参加申込書 令和6年5月16日(木)午後5時

イ 企画提案書 令和6年5月23日(木)午後5時

(3) 提出方法

持参(県の休日を除く。)又は郵送(提出期限内に必着とする。)

5 審査の方法

2に示した参加資格を満たすと認められた者の提出した企画提案について、書面審査及びプレゼンテーションを

実施し、契約先候補者を選定する。

6 その他

- (1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (4) 提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。

